

# 東京の幹線街路形成の史的研究 —大正の震災復興計画を中心として—

首都高速道路公団計画部 正会員 矢江 興

## 序

明治の市区改正条例にとどまらず幹線街路の整備は、幾多の社会的經濟的難問に遭ひながら模範小町改正を受けて、大正5年までの事業を以て終了を見るに至った。しかし市區改正条例をもつてしては都市の整備は不十分なため、大正8年の第41帝国議会において、都市計画法と市街地建築物法が可決され公布された。この都市計画法により、大正10年5月13日東京市内について東京市計画道路が62路線103km決定され、一新事業の着手となつたが、大正12年9月の大震災により、東京の都市計画道路は新しく立て再建されることとなる。

その医療大震災から数えて、100年余を経たが、当時の震災復興計画について多大の実績があつたにもかかわらず、今日では散沙状の文献資料に記録が残されてゐるのみである。よって本稿は、大正大震災による幹線街路の計画及び事業に焦点を合わせて論及するものである。

## 関東大震災の概要

大正12年9月1日午前1時58分に発生した、相模湾沖を震源地とするマグニチュード7.9の地震は、とくに東京および横浜の両都市に大災害をもたらした。これを東京市内についてみると、家屋の倒壊による死者は千人内外であったにもかかわらず、95ヶ所からの火災と強風のために、37万4千戸の家屋焼失、5万8千人の死者を含む170万人の罹災市民を数えるに至った。またこの地震による東京市の公共施設の被害も甚だしきがあつた。すなはち道路については、亀裂の発生と崩壊、火炎による崩剥が起つてゐる。橋梁については362橋が被害を受けたが、そのうち鉄橋11、木橋281が焼失している。河港については護岸崩壊324所延約1800mとなり、上水道開渠では洋水場ポンプの破損をはじめ15万5千個分の給水栓の焼失を受けてゐる。このほか下水道、船舶、電気施設等の被害も大きかつた。これら々の被害のうち、直接金銭的に算定が来たものは、当時の額で36.6億円であるが、このほか例えば人命の死傷、土地価格変動、失業、運輸交通の中止、印紙販券の焼失など数多くの損害要素を加えれば、その額はさう大なものに達するに想定される。

## 復興計画の成立過程と実施

当時の記録によれば復興計画の成立については7段階に分類出来るとされている。すなはち要訳すれば、①大震災直後から帝都復興詔書の発布、②帝都復興基本案の作成(根本方針の確立、帝都復興審議会、帝都復興院の設立)、③帝都復興院会の審議、④帝都復興院評議会審議、⑤帝都復興審議会審議、⑥第4回帝国議会(臨時議会)決議、⑦特別御府計画委員会建議及び内閣總理大臣認可、という二段になる。

復興計画の内容としては、街路、橋梁、河川運河、公園、土地整理整頓、中央卸売市場、上下水道、下水道、地盤調査、防火セミ、教育施設、社会事業、衛生施設、塵芥処分、電気事業、瓦斯事業等であった。これらの帝都復興計画が立案から実施へと移行していくことになるが、ここでいう帝都復興計画とは、東京および横浜の両都市を対象としたものである。本稿では東京の場合について、上記①~⑦の過程で街路を中心に論述することとする。

①大震災が発生した時、内閣は組閣時であつたが翌2日海軍大將山本権兵衛を内閣總理大臣とする新内閣が発足し、半年がたてて東京市長の位にあつた後藤新平が内務大臣に任命された。一方大震災による極度の停滞のため、民衆の動搖が強く、遷都論議が各方面で論議され世情が混乱状態のため、攝政宮(現在の天皇)から9月12日詔書が下された。この詔書の中で「抑モ东京ハ帝都ノ首都ニシテ政治經濟ノ枢紐トナリ国民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不處ノ災害ニ准リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルレニ地位ヲ失ハス是ヲ以テ莫ハ善後策ハ猶リ舊跡ヲ回復スルニ止マラス進テ総來ノ發展ヲ因リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ忠良ナル国民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スベシ之ヲ庶リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ

特珠ノ機関ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシム其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ詔ヒ或ハ立法ノ府ニ謀リ善画経営万遺算ナキヲ期セムトス……」と述べられた。この詔書は9月15日およそ18日の2日間にわたり攝政官の東京市内の被災地の視察により、遷都論の終息を見ることとなり、帝都復興に因する根本方針を確立することが可能となった。このように天皇の詔書および被災の範囲の結果をもたらした。これが丁度昭和天皇が江戸を東京と改め、事実上首都としての地位を固めて行ったのと類似しているといえる。

(2)内務大臣後藤新平は9月4日帝都復興の成案を得、同月6日の閣議に「帝都復興ノ議」として提出したが、その滑子は次の通りである。「東京ハ帝國ノ首都ニシテ國家政治、中心、国民文化、渊源タリ從チ其ノ復興、帝ニ一都市ノ形態回復、向選ニ非スシテ實ニ帝國ノ發展國民生活改善、根基ヲ形成スルニ在リサレ、ハ今次震災ハ帝國化シテ萬エト成淇ノ惨害言フニ忍ヒカルモノアリト惟モ理想的帝國建設ノ為莫ニ絶好ノ機會ナリ、此ノ機ニ際シ宣シク一大英町ヲ以テ帝國建設、大業ヲ躍立シ之カ実現ヲ期セサルヘカラス將端遂ニ此ノ機ヲ逸セム力國家永遠ノ恵ヲ遺スニ至ルヘシ……」この主旨にもとづき、後藤新平(ばり)復興ノ因方ノ獨立の特設官守の設置と諮詢用本園としての帝都復興計画調査会の設置、(2)復興ノ国費を以てて全費の全部支拂をすること、そのための必要現物は長期の内外債によること、いわば災地域における土地整理業としては、被災地域の土地を全部買収し、土地整理後に売却または貸付をすること等と提唱した。これがいわゆる41億円計画である。しかし内閣は(2)については承認したものでないについては事前に決定を留保してゐる。

政府は復興計画の審議機関として「帝都復興審議会」を官制として9月19日勅令で公布した。また復興ノ期する独立の特設官守として「帝都復興院」案が後藤新平によって主張されたが、計画の決定機関とその執行機関は分かつべきであるとする立派もあり、結局「帝都復興院」官制が9月27日公布された。この二つは帝都復興院が内閣直属の一機関になつてことを示しており、復興計画がこの帝都復興院で樹立されることとなつた。後藤新平は復興院組織に任命され、大正12年10月3日新野に対し復興計画の所信を表し、翌々日から復興計画の立案が開始され、連日研議会が開催され、13度目、14度目、15度目、30度目の3案が示された。そして10月26日の閣議で初めて復興計画の大要が後藤新平から示され、その席上、東京市案、市政調査会案、内務省案(即ち計画案及び土木面案)を参考の上復興院案が採択されたこと、この案のうち13度目案を以てて5ヶ年事業とした旨が述べられた。このように当初の後藤新平構想は内容が縮小されたことは1元、後藤新平の帝都復興の考え方には、東京を帝國の首都として整備するという方針は貫かれてゐる。

(3)帝都復興院官制オ1条によつて参考及び参考が設けられ、帝都復興院委員会は大正12年11月1日開催された。帝都復興院幹部はこの参考会において、甲案、乙案を提示し「主要街路ノ施設及其ノ規格、各種管道の配管、建築、復興計画、統制以上復興事業の執行、復興事業費、負擔区分、復興事業費、財政計画」に関する6案件を提出した。このうち「主要街路ノ施設及其ノ規格ニ關スル件」では次のように規定が示されてゐる。オはナガ放射線、環状線の計画の必要性、主要な幹線街路の中員を15間～20間にして適宜決定したこと、15間以上の街路について、必ず鉄道を設置することも可能とはしないこと、幹線街路を相互に連絡する中員6間～15間の街路を配設したこと、路面電車については11間又は13間以上の街路中員とすることが適當であることをつけてある。しかし参考からは、街路中員は28間以上あることは改めて14間の必要があることなどが指摘され、よくに沿川から干渉に至る路線の一新について、中員の適否の論議が行われてゐる。こころの街路を目的の審議のために、オ一小委員会が設置され、二の委員会において、主要幹線の規格、道路敷地として使用する土地の評議、電車軌道の内容、電気配管網を構成する路線の規格について審議が行われた。この審議で、電車軌道を配管する網については、主要幹線の中員は15間以上20間以下とすること、電気配管網を構成する路線は、11間以上を適當とする旨の説明が計画よりなされた。オ一小委員会は3回開催されたが、結論委員会の決定要領としては、「主要幹線(街路)の中員ハ15間以上30間トシ、火除シモ一律同幅規格ニ依レラ要セザル選局ニ依リ莫ニ実際ノ幹線ノ適当ニスコト、電車ヲ通スル路線ハ中員ハ13間以上ヲ原則トシ11間迄下ルコトヲ得。土地の收用、区画整

理方略ニ依レント。市連合協議、各種ノ案ノ説明を総合シ之ヲ根柢トシ街路ノ系統ヲ之ニ親和セシムルコト」等がなされた。オハ回考会においてオ一委員長岡田啓介は、この決定要領について報告とし、各考会から承認を得るに至っている。

④帝都復興院評議会は、總裁の諮詢に応じ重要事項を調査審議することを目的として、帝都復興院官制オハ系によつて設置されたものである。このオハ回評議会は大正12年11月15日開会され、五部の委員会に分けられ、各委員会審議と3回の総会審議によつて、同年12月6日閉会された。オハ回総会において諮詢件1号「一、復興計画区域及復興事業（復興二回スル件、二、復興計画ノ統制及復興事業）執行二回スル件、三、復興事業費ノ負擔区分三回スル件」が提出された。この三件のうち、一において街路、公園及市場、防火地区及建築助成、土地区画整理、港湾運河についての基本的考え方が示されているが、これは参考会に提出した案と全然別個の理想的に近い基本計画圖であったとほりえ、街路の考え方については、帝都復興院参考会から示された意見をほぼ尊重したものになつてゐる。この時の幹線街路の計画は甲案、乙案、別案があり、呉川から銀座を経て三の輪より常盤線に至る中員22mへ44mの道路並びに九段から両国橋を経て鬼戸に至る中員27m36m道路が、相互に東西南北方向に交差するもので、他の道路はこれに因襲して計画されたものとなつた。すなわち「街路」抜業ニ就テハ特ニ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヒ主要街路ノ規格ハ中員十五間乃至三十間トシテテ羅メ高速度鉄道ノ敷設ニ備ヘ配スルニ中員六間以上ノ街路ヲ以テシ又電気轨道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ地域ノ状況ト交通ノ系統ニ藉ヘ各路線ノ配置及規格ヲ定メムトス」

また土地区画整理については、参考会報告よりもさうに吸収化されたものとなつてゐる。復興新平は街路や運河によって土地区画整理の実施が重要であることを力説しているが、井田安委員から土地区画整理が選択全部に対する行はれず一新にまとめていくことに対する問題の指摘がなされてゐる。結局街路、公園及市場、防火地区及建築助成、土地区画整理に関する事項はオ一委員会に審議が行われた。この委員会において、帝都復興院委員から土地区画整理が単に土地收用後の残地のみに施行することについて、範囲が広くすぎると指摘が再び出されてゐる。このオ一委員会は3回開かれたが、その結果14項目にわたるオ一委員会決定要領がまとめられたが、このうち街路についてはオハ项ヘオハ项、区画整理についてはオハ项ヘオハ项に亘り意見表明が行はれたものである。すなわち「街路ノ新一、地下鉄道ハ市内ニ成ルヘクタクシ且ツ普遍的ニ敷設スルコト 二、道路計画ニ付テハ高速鉄道建設ニ支障ナキヲ期スルコト 三、放水路環状線其他都市計画トシテ決定セル路線ヲ実施スルコト 四、國ニ於テ施行スヘキ街路ニハ其ノ鋪装工事ヲモ併セ施行スルコト 五、交通、防災、衛生、美觀ノ為メ主要街路）交叉点其他敷道町ニ広場ヲ設ケルコト 六、地下埋設物ノ整理ヲ行フコト」……「土地区画整理ノ部 十二、土地区画整理ノ結果トシテ街路取地一都ハ之ヲ無償收用シ得ルニヨリ其費用ハ之ヲ防火建築補助費及土地区画整理費ニ充當スルコト 十三、エキサ利用ノ増進ヲ圖リ保守衛生上、支障ヲ去カラシムカ浚ヒ更夫区域全体に亘り土地区画整理ヲ徹底的ニ町行スルコト但道路公園其ノ地公用ニ供スルタメ土地区画整理開添上土地ノ約一割ヲ無償提供セシムルコト」これらは大正12年11月21日のオハ回総会において、オ一委員長林博太郎が講演から報告がなされ了解が得られた。

⑤帝都復興院評議会は、大正12年9月19日官制公布により設立されたもので、大正12年11月24日に開会された。この審議会に対して「オ一、帝都復興計画案」大綱ニ開スル件 オニ、帝都復興事業手帳及財政方針ニ開スル件 オ三、帝都復興計画の統制及其事業ノ執行ニ開スル件」が討議された。街路についてはオ一の案件として、評議会でまとめられてきた内容に従つたもので出された。すなわち「オ一 街路ノ規格及線路ノ系統 都市構築ノ規矩タル街路ニ付テハ大震火災ノ皆害ニ鑑ミ此弊病ニ严防スルノ要アリ乃専ラ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヒ之カ規格ハ高速度鉄道ノ敷設ニ備フル者ハ中員十五間以上三十間トシテ中員六間以上ノ街路ヲ之ニ配スルノ電気轨道網ヲ構成スヘキ路線ノ規格ハ十一間以上トシ地域ノ状況ト交通ノ系統ヲ案シテ主要路線ノ系統及其ノ規格等大要左ノ如ク定メ主要街路ノ交角並攝合地等ニハ通常ナル広場ヲ設ク」そして「東京ノ新」として外路線の幹線街路

の提案を行つてゐる。またオニオニについては、帝都復興計画を大正12年から14年事業として定めさせると、その他の公債を発行すること、および国、地方の各々が事業についての行政措置を取る方針等を示してゐる。また復興計画区域内における土地区域整理組合と設立して行なわせ、耕地整理法に準拠して土地区域整理を実施する旨を述べている。そして東京、横浜を含めて復興計画全件事業費として、凡そ7億3百万円の額を示してゐる。これらに対して、6人の委員から意見の開陳や質問が出され、特別委員会が設けられ、2回にわたる審議が行なされた。この委員会で、東京の都筑川街路につれては「若川町ヨリ左芝一丁目芝レーツ目木橋町江戸橋取保橋車坂町ヲ至テ三ノ輪ニ至り、又九段坂下ヨリ神楽町内国橋ヲ至テ龜戸橋ニ至ルニ芦原道路ノ中段ニ收縮ヲ加へ之ヲ承認スル」ことが認められ、また「市街地分割、整理ハ東京横浜兩市ノ自治体ニ一スヘキコト」とされ、11月27日の第2回総会を以つて閉会している。

だが大正12年12月27日大連事件発生のため、山本内閣より責辞辞付となり、大正13年1月7日清浦内閣が成立し、帝都復興審議会官制は12月23日を以つて廢止された。

#### ⑥第4回帝国議会における審議

帝都復興予算案は、帝都復興予算案と復興計画法案との案について審議されることになった。この帝国議会は大正12年12月10日召集され、衆議院における12月13日の山本内閣總理大臣および井上大蔵大臣の演説、同月14日～15日にわたり田畠大臣の演説に対する演説答弁が行なわれ、15日に1回委員会に議案の討論が行なわれた。この衆議院の審議において、①帝都復興計画組織はその权限の内容に比して余りに大きすぎないか、②詔書に示された特殊の権限とは何を指すか、③復興計画は特資万能主義にとらわれすぎていなか、④帝都復興法案は土地区域整理の事柄が多く、しかも國がこれを実施することの妥当性等について實に多くの論議がなされた。一方予算委員会は12月15日より開かれ、ここでも同様意見が出され、19日に修正可決となつた。続いで開かれた帝都復興予算に因る衆議院本会議において討論採決の結果、賛成多数で約1億6百万円の事業費削減と事務費の全部削除の原案が可決された。

この復興予算案は12月20日からの貴族院下院議に上程され審議が行なわれた。この貴族院の予算委員会においても演説が多かつたが、殊次の清浦議院院長を兼ねる了了派が否決され、下会議においても否決されたことになった。

一方外國議会は、特別都市計画法を可決し、大正12年12月26日法律第15号として公布施行となつた。また大正13年2月1日勅令第1号を以つて、審議院院長として特別都市計画委員会官制が公布施行となり、あわせて外國が組織が設置された。さらに大正13年3月25日勅令第26号によつて、復興局官制が公布施行となり、川島翁外相となつたのである。

#### ⑦特別都市計画委員会演講及室内閣總理大臣の認可

特別都市計画委員会は、大正13年2月5日第1回総会を以つて開催したが、この委員会の演講事項は内閣總理大臣の認みを受て、内務大臣の告示により都市計画または都市計画事業として法律の結果を発生することとなる。この第1回総会において「街路ノ部」としては、幹線道路橋及び補助幹線道路計画が示され、2月27日に行なわれるの議決を受て2月28日の第2回総会で決定され、3月31日の内務省告示となりて、この結果幹線道路につけては52路線(延長118.4 km)が、また補助幹線道路につけては122路線(延長138.9 km)とした。そしてこれら計画のうち、幹線道路につけては大正12年春～前17年春に於て事業実施するなどとされた。この結果幹線道路について東京では次のようすが決定された。

内務大臣において施行するもの：幹線道路一中段22m以上52路線、橋梁の新設拡張—幹線(既存者)に建設するもの96橋、運河改修に伴い架橋改築するもの8橋、国施行の土地区域整理に伴い架設するもの1橋、区域整備道路—新設及改修を市及び國に於て施行

府において施行するもの：国道及地方の改修(京浜国道、陸羽街道、千葉街道、中仙道)、府道(堺坂線及改修)10路線の改修、この臨時新規及改修10路線の改修は、大正10年5月決定した東京都都市計画事業の

内重要なものを選ぶ。国道以南部外へ支継橋、干涸橋、干涸大橋の三橋は、震災方の計画に従い、震災が発生せし工事を復興計画に移し執行する。

市長において執行するもの：区画整理地区内における区画道路、補助道路122路線全部、橋梁については区画整理地区に架設するもの57橋、補助道路122路線全部。

土地区画整理については、大正13年3月14日の第3回総会において、119区内、4町につれて約119千坪の施行区域が審議され原案通り決定した。また道路中員6.1間未満の区画整理地区内街路約457kmについても審議が行なわれたが、委員会付託となり、事業年度が大正12年春（元16年春）について実施するときは原案通り決定された。しかし区画道路については、委員審議の結果大正13年3月28日の第4回総会において、中員延長について一部修正の池と原案を適当とする旨の報告がなされ、論議の結果賛成多数により、特別委員長の報告にかかる修正と了承されたのである。

### 復興計画道路の設計方針

復興計画道路については、設計方針が次次決定を受けたが、その主なものは次の如く記す。

1. 道路中員は歩道を用ひ、2. 現段の市街区域は、特に整頓の必要を認むるもの外観改修を施行すること、3. 高速鉄道が通ずる可能性多き箇所は、街路の中員を27m以上とすること、4. 電車軌道を遮るべく街路は、中員を27m以上とすること、5. 旧都府下主要道路は万底走行規制を採用すること、6. 旧電車軌道免許都市も亦成立を採用し既に某の用地買収済のものについては、特に之を利用する様留意すること、7. 地下路敷設の標準を少ながらむし留意を拂うこと、8. 信号街路を標準とする場合には原則として左右両側にて広ぐるの方浜を採ること、9. 残る永久的建築物中被覆しなきものは尽可能く之を避くること、10. 22m以下のおもな街路には、舗装又は原色を余り考慮せず、石成砂等道路を利用し底塗あると同時に、舗装に対する相当系統的に配器すること、11. 街路の屈折点は、直角得られず立て交叉する街路との交叉箇所を避けこと、12. 道路、河川に沿う街路は仓库工場等の建築に対し、其の利用を有効ならしむるため、河中の大小位置の如何に依り、之に相応する様、河川・街路同の敷地に対して、相当の面積を存せしむること、13. 22m以上の街路の勾配は二十度分の一以下とすること、14. ニッ以上的街路の交叉は直角得られず丈えを避け、已むを得ざる場合は轍跡（カーブ）にて交差する様にし、直角得れば小さなアーチド半径を設くるの余地を存せしむる、交通整理と容易ならしむる方法を講ずること、15. 橋梁は角度斜角に18.3度が標準の位置を選定すること、16. 大なる下水渠に接する街路を標準とする場合には、之と被覆又は内渠して尽可能く街路敷地に利用すること、17. 距離に沿う敷地の奥行きは神助線に比し大なるものより、18. 斜線に平行する敷地の中は、之に直角なるより2倍及至4倍の程度に大きくなる様に道路区画割を設計すること、例えは道路区画割としては日本橋西門附近の如きものは、根座通り附近の加引き式を採用すること、19. 街路区域には相当の隅切を設すこと、20. 橋詰には底場を設くること。

また街路に沿う車道及び歩道中員については、大正13年7月19日復興局長官決裁をもって、次の通り決定されている。

「1. 車道及歩道ノ中員ハ中員11米以上、街路ニ在リテハ左ノ標準ニ依ル但シ街路中員（歩道以上）モノニ在リテハ右ノ標準ニ就キ別ニ之ヲ定ムルモノトス」

街路中員	車道中員	歩道各側中員	街路中員	車道中員	歩道各側中員
36米	24.0米	6.0*	18米	11.0*	3.5米
33	22.0	5.5	16	10.0	3.0
27	18.0	4.5	15	9.0	3.0
25	16.6	4.2	11	6.0	2.5
22	14.6	3.7			
20	13.0	3.5			

2. 路面電車轨道ヲ敷設スル道路ニシテ中員22メートルノニ在リテハ特二車道中員ヲ16.6メートル、専道各側中員ヲ、2.7メートル

3. 地域ノ關係其他特別)事由アル場合ニ於テハ方ニ项)標準ニ於テガルコトヲ得。

### 復興予算

帝都復興については、基幹となるべき事業は直轄國が執行し、その他の府県及び市町が附帯施行政といふ原則と定めた。復興予算は、前述したように大正12年春の第4回帝国議会に於て成立したが、政府が当初提出した予算案は、総額574,816,049円であったのが、議会はこれを修正し総額468,438,849円で可決し、大正12年春から大正17年春に至る6年半繼續事業として執行に移された。このうち東京復興費は、総額306,28,400円、東京府、東京市への復興予算交付金12,749,698円、東京府補助7,583,506円、東京市補助50,156,707円、東京市債利子補給17,408,274円であった。しかし大正13年～14年の第4回議会(臨時議会)では、追加予算が可決され、国の総額は573,438,849円となつた。また事業の執行遅延のため、事業年度は1年延滞され、その結果昭和2年春まで事業年度が遅延し、事業費総額は649,059,500円となつて終了を以てした。このうち東京復興費は306,987,465円、東京府への交付金12,749,698円、東京市への交付金51,943,526円、東京府補助7,583,506円、東京市補助147,216,707円、東京市債利子補給19,250,394円であった。

### 結語

東京の都市は、明治の市区改正計画による道路整備が終結し、大正8年の都市計画法にもとづき、大正10年5月に決まり、以後の道路計画とともにしたものである(にが)、事業の着手周ももなくして大正大震災の発生のために、新しい方で道路整備が進められ、昭和4年3月復興事業は完成を以てした。この完成をあわせて昭和2年8月に決定告示された東京都平野区域全般における新路事業も行なわれて、大正大震災の復興計画の事業は、国家的混乱の中で進められたのであるが、各界の努力や苦労によって達成された諸計画は、工事の立場から大きく評価されるものである。この復興計画の事業完成後から「都市開拓」という表現方が、都市整備の考え方の中で表面化してまたが、その後日本はオーストリア大戦と全国の主要都市が焼土化されて、再び新しい道路整備へと進んで行くことになつたのである。

### 主要参考文献

帝都復興史 第1巻～第3巻

復興調査協会

昭和5年4月28日～同年6月10日

帝都復興事業誌(組織及び法制篇)

復興事務局

〃 6年3月25日

(財政、監理、至政篇)

〃

〃 7年2月5日

(土地区域整理篇)

〃

〃 6年3月31日

(土木篇)

〃

〃 〃 "

帝都復興事業について

復興局工務部

大正13年8月

東京震災録(復興)

東京市

〃 15年3月31日

震災復興事業とその他の改進及ぶ所謂東京財政計画について

東京都経済局

昭和26年11月

東京都財政史(中巻)

東京都

〃 44年3月31日